

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市手数料徴収条例（平成 12 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 1 0 の部中

「

(14)	住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）	500円	1枚を1件とする。
(15)	その他の証明	300円	1通を1件とする。

」を

「

(14)	住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）	500円	1枚を1件とする。
(15)	個人番号の通知カードの再交付	500円	1枚を1件とする。
(16)	その他の証明	300円	1通を1件とする。

」に改

める。

第 2 条 藤枝市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表の第 1 0 の部中

「

(14)	住民基本台帳カードの交付（再交付を含む。）	500円	1枚を1件とする。
(15)	個人番号の通知カードの再交付	500円	1枚を1件とする。
(16)	その他の証明	300円	1通を1件とする。

」を

「

(14)	個人番号の通知カードの再交付	500円	1枚を1件とする。
(15)	個人番号カードの再交付	800円	1枚を1件とする。
(16)	その他の証明	300円	1通を1件とする。

」に改

める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。